

徳島県監査委員公表第10号

令和5年11月24日に受け付けた徳島県職員措置請求について、令和6年1月19日付けで徳島県知事に対し勧告を行ったところ、同年5月16日付けで徳島県知事から勧告に係る措置を実施した旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月31日

徳島県監査委員	鹿山公弘
同	大西康生
同	福山正啓
同	眞貝浩司
同	古野司

勧告に係る措置の実施状況

1 勧告年月日

令和6年1月19日

2 勧告内容

平成29年度に行われた「阿波おどり空港における阿波藍魅力発信事業」に係る委託契約は違法であり、当該違法な契約により県が被った損害の額は、410,940円及びこれに対する平成30年3月23日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金である。

徳島県知事は、当該損害について、令和6年6月19日までに当該事業に関わった職員の責任の程度に応じた賠償を検討し、厳正に対処すること。

3 措置内容

(1) 令和6年4月16日、県が被った損害のうち410,940円について、当時の観光政策課の担当職員（以下「被措置者」という。）に対しその9割に当たる369,846円を、また、当時の観光政策課長（以下「課長」という。）に対しその1割に当たる41,094円をそれぞれ請求した。

被措置者からは同月22日に、課長からは同月17日に納付があった。

(2) (1)の支払を受け、同月24日、遅延損害金として、被措置者に対し112,520円を、課長に対し12,474円をそれぞれ請求した。

被措置者及び課長から、同月26日に納付があり、県が被った損害は全額補填された。

(3) なお、被措置者については、本件に加え、観光政策課在籍中に公文書偽造・作成に当たる不適正な事務処理を複数件行っていた事実が確認された。これらは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条（信用失墜行為の禁止）に違反する行為であり、かつ全体の奉仕者としてふさわしくない非行であって、同法第29条第1項各号に掲げる懲戒事由に該当するとし、被措置者を同月8日付けで懲戒免職処分とした。

また、課長については、管理監督者として、業務に対する職務上の指導監督責任から、同日、文書訓告とした。